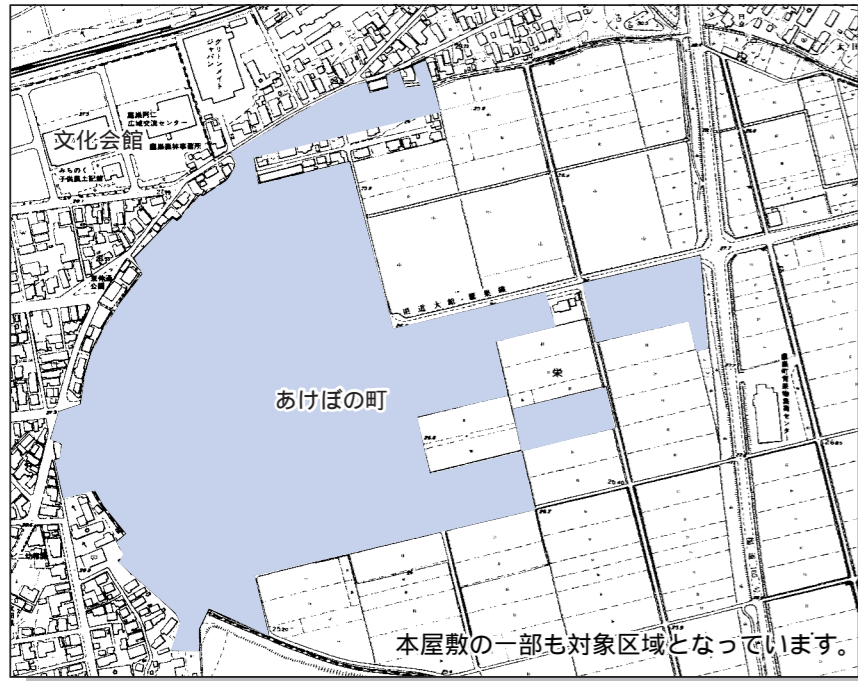


下水道の使用区域が 平成18年5月1日 使用開始区域 拡大されます



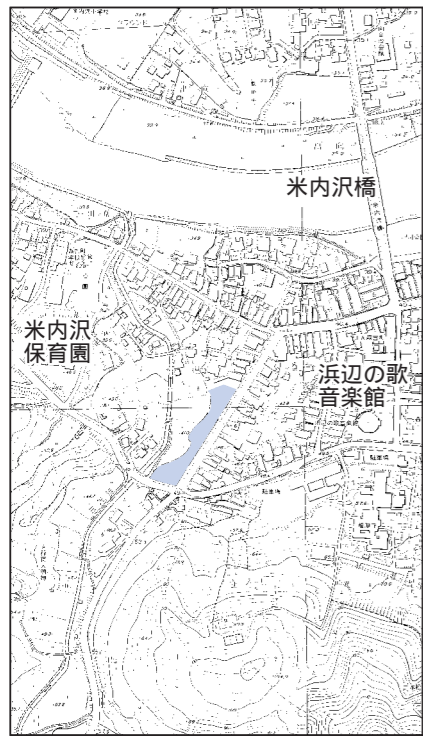
鷹巣処理区（前綱・中綱・旭町・材木町・古関・太田境・本屋敷）



下水道の使用できる区域が広がります。鷹巣処理区では、新たに前綱、中綱、旭町、材木町、古関、太田境、本屋敷の各一部、米内沢処理区は、長野岱、黒沢の各一部（図参照）が新たに加わりました。一日も早い機会に下水道へ加入し、生活環境の改善・向上と公共用水域（河川等）の水質向上・保全にご協力をお願いします。なお、既に使用開始された区域の皆さんは、生活排水の接続期間が供用開始日から1年以内（水洗トイレ

への改造は3年以内）となっていますので、速やかな下水道への加入をお願いします。また、下水道の受益者負担金や下水道使用料の納付には、口座振替による納付方法もありますのでご利用ください。なお、市では、トイレの水洗化工事を助成するため、無利子の融資あっせん制度を設けています。希望される方は、排水設備工事の申込みをされる際に、指定工事店へその旨申し出てください。

米内沢処理区（長野岱・黒沢）



地域包括支援センターを新設しました

介護保険制度の改正に伴い、新たに「地域包括支援センター」が設置されました。地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支えるための中心となる機関で、高齢者のさまざまな相談等に対応するため、医療機関や介護サービス業者、ボランティアなどと協力しながら活動します。

地域包括支援センターの主な仕事は？

高齢者や家族、地域住民からのさまざまな相談への対応、支援介護保険の認定で、要支援1及び要支援2に認定された方々のケアプラン（介護予防プラン）の作成。介護が必要とならないよう行う介護予防事業の推進。ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり。高齢者への虐待防止事業の推進及び虐待の早期発見、対応。

名称 北秋田市地域包括支援センター
所在地 北秋田市宮前町9
電話等 ☎ 69 7061(代)
FAX 69 7056 (地域福祉セ

センター内）

運営委員会の委員を募集します

北秋田市では、次のとおり「地域包括支援センター運営協議会」及び「高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」の委員を募集します。ふるってご応募下さい。

地域包括支援センター運営協議会委員の募集について

協議会の目的
協議会は、地域包括支援センターの適正な運営を図るために設置する協議会です。

募集する委員

65歳以上の方 2人
40歳～64歳の方 2人
介護サービス提供者 2人

高齢者福祉・介護保険事業運営委員会委員の募集について

運営委員会の目的

運営委員会は、北秋田市の高齢者福祉・介護保険事業の適正な運営を図るために設置する委員会です。

募集する委員

65歳以上の方/2人
40歳～64歳の方/2人
介護サービス提供者/2人

以下の項目は、とも共通です
募集締切
平成18年5月22日（月）
午後5時必着

応募用紙配布場所及び応募先
（応募は郵送でもけっこうです）
福祉事務所高齢者支援課
所在地/北秋田市花園町19
☎ 62 1112

合川支所総合福祉課
所在地/北秋田市新田目字大野
82 2 ☎ 78 2116

森吉支所総合福祉課
所在地/北秋田市米内沢字七曲
23 ☎ 72 3116

阿仁支所総合福祉課
所在地/北秋田市阿仁銀山字下
新町41 1 ☎ 82 2112

委員の決定
応募者多数の場合は、抽選により決定します。また、応募者が無い場合は、市で選任した方に委員をお願いいたします

応募資格

「65歳以上の方」又は「40歳～64歳の方」で応募する場合は、本市に住所を有し、現に居住している方に限ります。また、「介護サービス提供者」で応募する場合は、本市に事業所を有する方、又はその事業所に勤務している方とします。

お問い合わせ先
ご不明な点は、次までお問い合わせ下さい。
福祉事務所 高齢者支援課
介護保険担当（☎ 62 1112）

次回の広報（5月16日号）では、平成18年度の介護サービス事業所の整備に関する募集を掲載する予定です。